

第五次地域管理経営計画書（案）

（大槌・気仙川森林計画区）

計画期間 ⌈ 自 平成27年 4 月 1 日 ⌋
 ⌋ 至 平成32年 3 月31日 ⌈

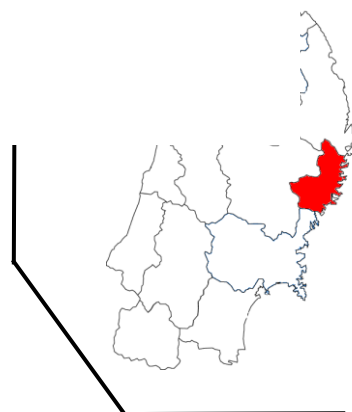
東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする大槌・気仙川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

大槌・気仙川森林計画区の位置図



	国有林
	官行造林



目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
① 機能類型ごとの管理経営の方向	9
別表1～6	10
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	
② 地域ごとの機能類型の方向	12
ア 五葉山地区（1～23、301～310、404、405林班）	
イ 気仙川地区（24、25、27～60、62～75林班）	
ウ 大槌川地区（145～204、207～239林班）	
エ 片羽山地区（101～144、311～379、382～403林班）	

(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	15
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	15
②	林業事業体の育成	15
③	民有林と連携した施業の推進	15
④	森林・林業技術者等の育成	15
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	16
⑥	その他	16
	ア 下流域住民に対する情報提供、林業体験活動	
(4)	主要事業の実施に関する事項	16
①	伐採総量	16
②	更新総量	16
③	保育総量	17
④	林道の開設及び改良の総量	17
(5)	その他必要な事項	17
①	地球温暖化防止対策の推進	17
②	生物多様性の保全	17

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)	巡視に関する事項	17
①	山火事防止等の森林保全巡視	17
②	境界の保全管理	18
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	18
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	18
①	保護林	18
②	緑の回廊	19
(4)	その他必要な事項	19
①	野生動物との共生および獣害対策	19
②	溪畔周辺の取扱い	20
③	希少な野生動植物の保護	20
④	その他	20

3 林産物の供給に関する事項

(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	20
(2)	その他必要な事項	20
①	木材利用の推進	20

4 国有林野の活用に関する事項

(1)	国有林野の活用の推進方針	21
(2)	国有林野の活用の具体的手法	21

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針	21
6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	21
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	21
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	22
7 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1) 国民参加の森林に関する事項	22
(2) 分収林に関する事項	22
(3) その他必要な事項	23
① 森林環境教育の推進	23
② 森林の整備・保全等への国民参加	23
③ 地域住民や関係各機関と連携した取組み	23
④ 地域に根ざした自主的な取組の推進	23
8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	23
(2) 地域の振興に関する事項	24
(3) その他必要な事項	24

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど多様化してきている。

また、戦後造成した人工林の多くが本格的な利用期を迎えつつある中、将来にわたり森林による二酸化炭素吸収機能を十分に発揮していくためには、現地の状況に応じた適切な主伐・再造林を推進し、人工林の齢級構成の平準化を図る必要がある。同時に、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業に対しては、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

さらに、平成23年3月に発生した「東日本大震災」からの本格的な復旧・復興に向けて、海岸防災林の復旧や、復興ニーズ等に応じた木材の機動的な供給に取り組んでいく必要がある。

こうした中、国有林野事業は、公益的機能の発揮のための事業や民有林への支援、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計による企業的な運営から一般会計による事業に移行した。

こうしたことを踏まえ、東北森林管理局では、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の大槌・気仙川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、大槌・気仙川森林計画区における国有林野の管理経営は、第四次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成27年4月1日を始期として策定した第五次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、岩手県の南東部に位置する大槌・気仙川森林計画区内の国有林野29,047haである。

当計画区は、全体的に北上高地から太平洋沿岸に向けて東傾している一帯である。主な山岳は、愛染山、五葉山、片羽山等があり、これら山地に源をもつ大槌川、小槌川、甲子川、気仙川、盛川が東又は南流して太平洋に注いでいる。地形は一般に急峻で、特に海岸部は急傾斜の地形が多いが、遠野市に隣接する橋野地域には起伏の少ない台地が広がっている。

林況については、人工林はスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹からなり、天然林はブナ、ナラ等の広葉樹とヒバ、ネズコ、アカマツ等の針葉樹からなる。

海岸部は、複雑に入り組んだリアス式の海岸線からなる観光名所が多く、三陸復興国立公園や、保健保安林に指定されている。また、五葉山周辺の山岳林は五葉山県立自然公園の指定を受けており、レクリエーション・保健休養の場として広く利用されている。

気仙地域は、「気仙スギ」、「気仙大工」の言葉に象徴されるように、従来より豊かな森林資源を活用して林業が盛んであり、製材、集成材工場等の木材加工施設の整備が進み、林業・木材産業の活性化に積極的に取り組んでいる。

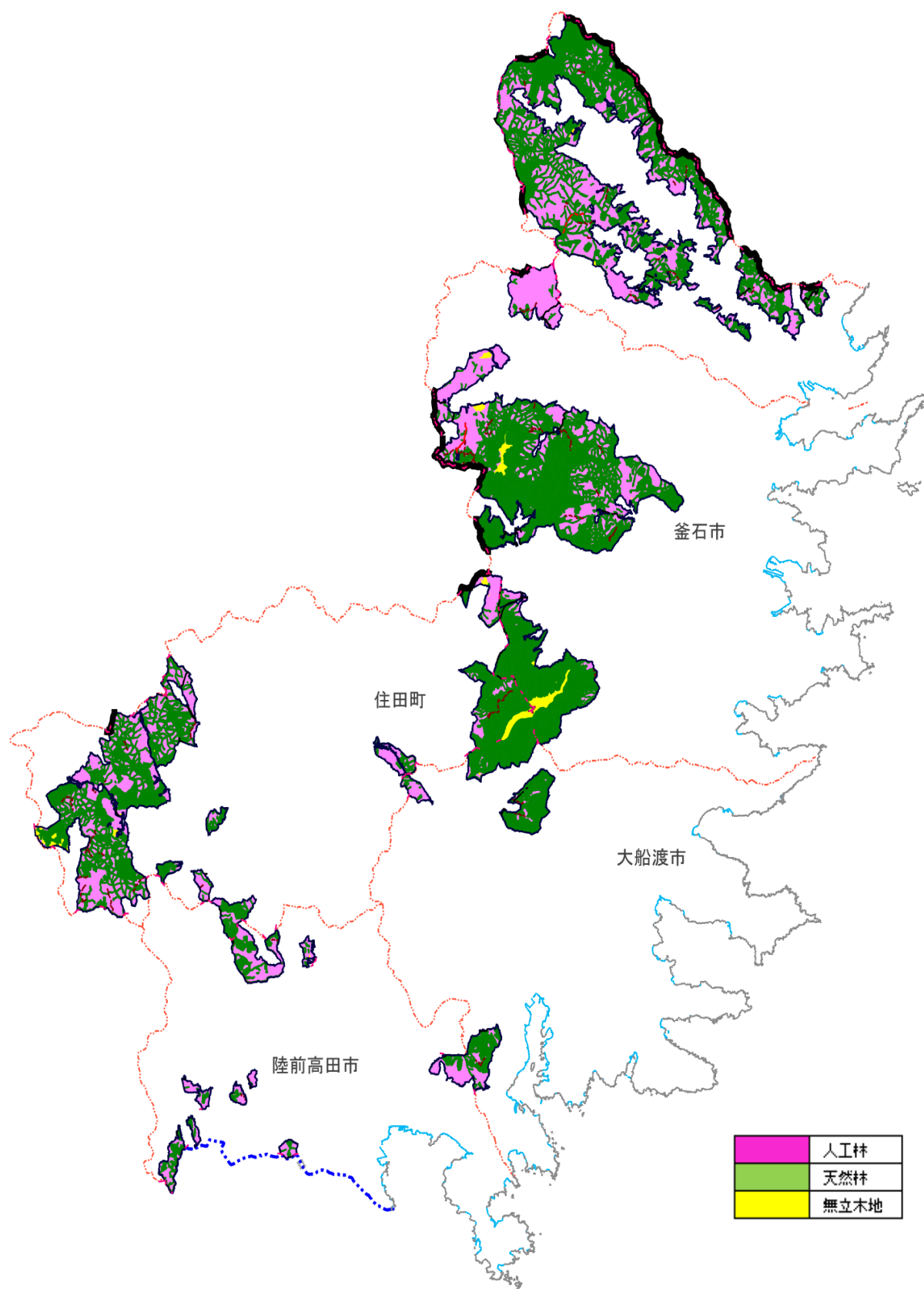
また、当計画区は、水源かん養保安林を主とする保安林が国有林野面積全体の約88%を占めており、下流域の上下水道や産業用の水源として重要な役割を担っている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成26年3月時点）としては、人工林を中心とする育成林が14,141ha（育成単層林13,887ha、育成複層林255ha）、天然生林が13,632haであり、主な樹種の蓄積量は、スギ717千m³、カラマツ532千m³、アカマツ699千m³、ブナ148千m³、ナラ160千m³である。また、林相別にみると針葉樹林15千ha、針広混交林3千ha、広葉樹林12千haである。

人工林の齢級構成は、7齢級から12齢級が約8割と大半を占める一方、13齢級以上の比較的高齢級な林分は1割弱である。



図一1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第四次計画（平成22年度～平成26年度）における当計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

（ア）伐採量

全体の伐採量は、計画に対し65%であった。

主伐の伐採量については、概ね計画どおりの実績であった。

間伐の伐採量については、平成23年以降、東日本大震災の影響による素材生産請負の入札不調により、計画に対し58%となった。

（単位：材積 千m³）

	計画			実績		
	主伐	間伐	臨時伐採量	主伐	間伐	臨時伐採量
伐採量	97	294 (4,767ha)	12	87	171 (2,106ha)	2

注1)（ ）は間伐面積である。

注2) 実績の数値については、平成22年度～平成25年度（前4年間）は実績数値、平成26年度分（最終年度）は見込み数値である。

注3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など。

（イ）更新量

人工造林については、皆伐箇所への新植による確実な更新を実施したが、東日本大震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越したこと等により、計画に対し41%となった。

天然更新については、アカマツの天然下種更新が期待できる箇所において実施した。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	301	0	122	4

注) 実績の数値については、平成22年度～平成25年度（前4年間）は実績数値、平成26年度分（最終年度）は見込み数値である。

（ウ）保育量

下刈については、更新量が計画を下回ったことに伴い、計画に対し71%となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するため、現地の状況に応じて積極的に実施した結果、計画に対して373%となった。

(単位：面積ha)

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	1,085	227	766	846

注) 実績の数値については、平成22年度～平成25年度（前4年間）は実績数値、平成26年度分（最終年度）は見込み数値である。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、東日本大震災の影響等による林道工事の入札不調により、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所への拡張（改良）に対応した結果、概ね計画どおりの実績となった。

区分		計画	実績
開設	路線数	16	3
	延長量 (km)	11.8	4.0
改良	路線数	10	13
	延長量 (km)	1.5	1.6

注) 実績の数値については、平成22年度～平成25年度（前4年間）は実績数値、平成26年度分（最終年度）は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、計画期間中に新たに「橋野鉄鉦山郷土の森」を設定した。

緑の回廊については、新たに保護林に設定した「橋野鉄鉦山郷土の森」の一部が緑の回廊から保護林へ移行したことにより、面積の減となった。

(単位：面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	1	1,951	2	2,440

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊	16	3,350	16	3,125

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生動植物が生息・生育する森林は適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期及び施業方法への配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持するため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、伐採箇所の確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と森林生態系の生産力の維持を図る。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・主伐後の的確な更新のための現況確認及びニホンジカによる食害対策を考慮した適切な植栽
- ・計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・効率的な木材生産を可能とする路網の整備
- ・コンテナ苗の導入による低コスト造林に向けた取組

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び早期発見・防除
- ・ニホンジカによる食害の対策として、植栽地における防護柵の設置等。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源^{かん}の涵養のため、必要に応じ

育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的に見た裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の的確な更新の確保
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を的確に実施するとともに、適切な主伐・再造林による更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・造林、間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発に取り組む。関連する主な取組は、以下のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・森林づくり活動のフィールドとして「遊々の森」等の国有林の提供
- ・自然観察教育林等のレクリエーションの森の利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な取組は、以下のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会の開催による意見聴取
- ・ホームページの充実による情報発信
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の継続実施
- ・森林現況の着実な把握

※1 「モントリオール・プロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加しており、2007年（平成19年）1

月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応えるため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題に対応していく。

視 点	主な取組目標
森林の公益的 機能の発揮	【生物多様性の保全】 「五葉山植物群落保護林」等の保護林については、適切な保護を図るとともに、モニタリング調査を実施する。 【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策については、森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を的確に実施するとともに、適切な主伐・再造林による更新を実施する。また、木材利用等の推進に率先して取り組む。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、計画的に治山事業を実施する。また、集中豪雨等で被災した箇所については、早期に復旧を行う。
地域の林業・ 木材産業への 貢献	【木材の安定供給】 スギやカラマツを中心とした木材を安定的に供給するために、効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。 【民国連携した森林整備の実施】 民有林と国有林が混在している地域において、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地を設定し、連携した森林施業を推進する。
「国 民 の もり 森林」として の国有林の活 用	【国民参加の森林づくり】 「遊々の森」として設定した「産土（うぶすな）の森」や「郷土の森」として設定した「橋野鉄鉦山郷土の森」等において、引き続き、助言や技術指導等の支援を実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を推進する。また、「レクリエーションの森」として設定した「五葉山自然観察教育林」については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図る。
東日本大震災 に関する復旧 ・復興支援	【国民の期待に応じた林産物の供給】 復興ニーズに応じた木材の供給に努める

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原始的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型と公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の平準化や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止 タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	水源涵養機能 維持増進森林 (立地条件により除外 する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保 全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保全 機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保全 機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

別表 公益的機能別施業森林の区域

○ 山地災害防止タイプ

別表1 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
大船渡市	23, 59, 60
陸前高田市	50, 51
釜石市	108, 109, 110, 111, 112, 113, 115, 116, 118, 119, 120, 121, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 311, 312, 313, 314, 359, 363, 371, 372, 389, 393, 394, 400, 404
住田町	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 30, 31, 32, 63
大槌町	145, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 160, 161, 165, 167, 168, 173, 180, 183, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 210, 214, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238

別表2 快適環境形成機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
該当なし	

○ 自然維持タイプ

別表3 保健機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
大船渡市	17, 18, 19, 20, 23
釜石市	126, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 356, 357, 359, 363, 364, 367, 368, 376, 405
住田町	5, 6, 7, 8
大槌町	158, 167, 168, 190, 191, 193, 224, 225, 226, 232, 233, 234, 236, 237

別表4 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
該当なし	

○ 森林空間利用タイプ

別表5 保健機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
大船渡市	17, 18, 19, 20, 21, 22
大槌町	195, 234

別表6 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
大船渡市	21

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	6,759	6,759	0

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	2,749	2,440

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
 保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設または森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	540	9

- エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	該当なし

- オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養^{かん}タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	18,999

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 五葉山地区（1～23、301～310、404、405林班）

大船渡市、住田町、釜石市にまたがる山岳林で、ヒメコマツ（キタゴヨウマツ）、ヒバ、ネズコ、ナラ等の天然林及びアカマツ人工林からなる。

盛川上流部及び甲子川上流部の五葉山山頂に至るまでの区域に貴重な植物群落が存在することから、「五葉山植物群落保護林」に設定しているほか、ほぼ全域が五葉山県立自然公園、保健保安林に指定されている。また、「五葉山自然観察教育林」の設定もあることから、自然景観の維持、貴重な動植物の保護を図りつつ、自然観察学習に利用する等、保健文化機能を発揮させるため、主に「自然維持タイプ」または「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、桧山川、枯松沢川、荒川上流部は、下流域の重要な水源地となっていることから、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 気仙川地区（24、25、27～60、62～75林班）

大部分が気仙川流域に位置する丘陵林で、そのほとんどがスギ、アカマツ人工林からなっている。小規模な飛び地を除き、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」または「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 大槌川地区（145～204、207～239林班）

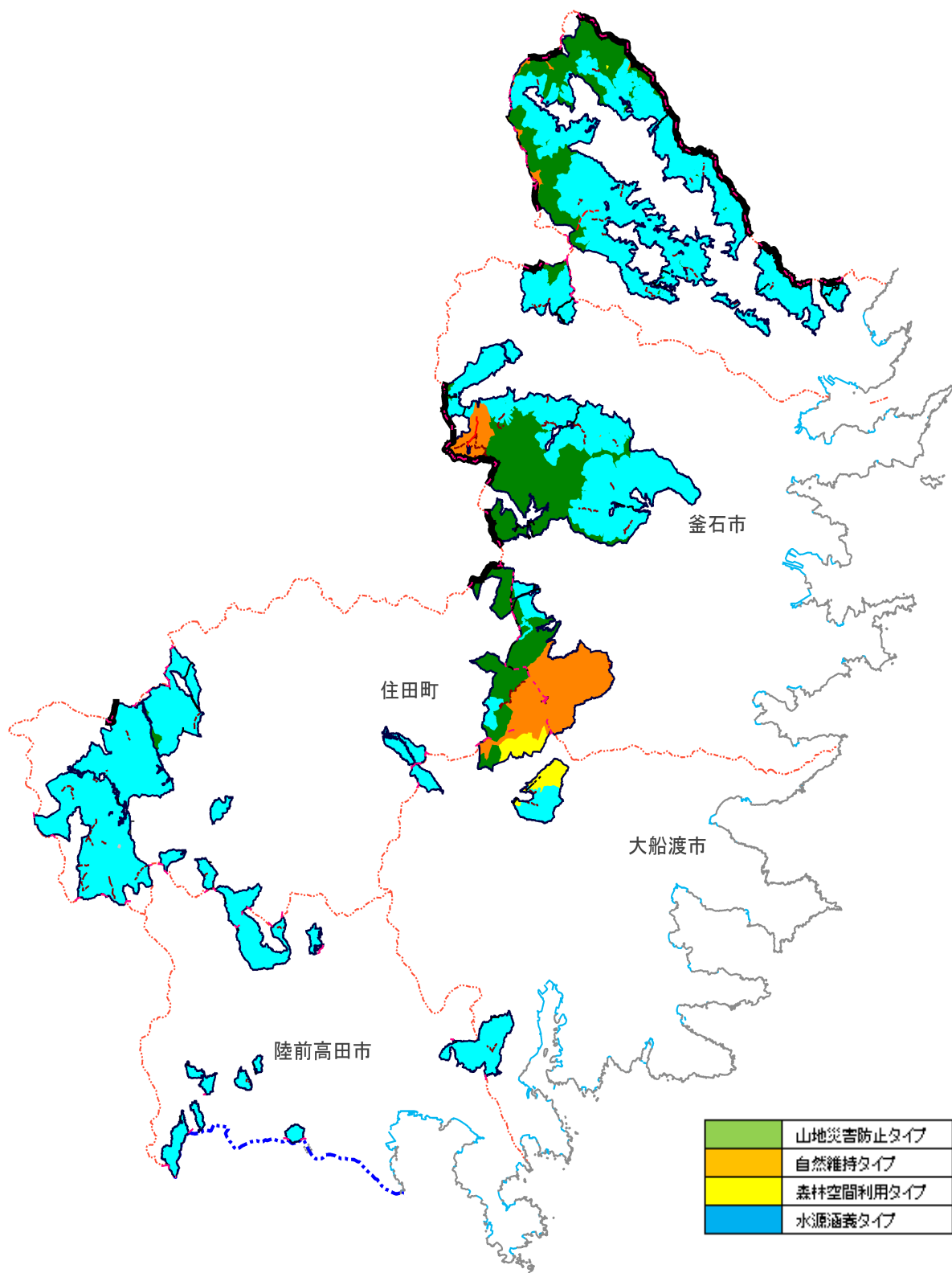
大槌川及び小槌川流域に位置する山岳林で、カラマツ人工林とブナ等広葉樹天然林からなる。両流域とも上流部は、集落が近接し、住宅地や農耕地への影響等から水源かん養保安林への指定が多く、山頂部周辺については、急傾斜地が多い。したがって、土砂の流出防止等の山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから、主に「水源涵養タイプ」または「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 片羽山地区（101～144、311～379、382～403林班）

釜石市北東部の釜石市街地を通り釜石湾に注ぐ小川川流域と大槌湾に注ぐ橋野川流域に位置する山岳林で、ブナ、ナラ等の天然林及びアカマツ、カラマツ人工林からなる。このうち小川川流域は、下流には集落地が多く、また、JR釜石線、国道283号線下を流れること等からほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていること、さらに、洪水調節等を目的とした日向ダムが設置されていることから、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

一方、橋野川流域は、片羽山山頂付近が急峻で崩壊しやすい地形であることから、山地災害防止機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、橋野川流域には、国の史跡に指定されている「橋野高炉跡」が所在しており、その周辺に位置する国有林を「橋野鉄鉱山郷土の森」として保護林に設定している。産業遺産群及び景観の保全を最優先としながら、市内外の方々が日本の近代化の歴史やその周囲の豊かな森林に触れ学習できる場として活用できるよう配慮して、釜石市と連携を図りながら、管理経営を行う。



図－2 国有林の機能類型別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生、林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、大槌・気仙川流域森林・林業活性化センター等において地域における課題やニーズの把握に努める。それとともに、岩手県、市町、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

岩手県、市町、森林組合、林業事業体等と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図る。また、現地検討会等を開催することにより、民有林における低コスト施業の普及・定着に努める。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保に資する。併せて、国有林材の安定供給システム販売の推進、労働安全の確保、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

具体的には、協定の締結を通じて、路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

釜石市初神上台地域に設定している森林共同施業団地において、路網の相互利用や集中的な間伐等を民有林・国有林一体となって推進する。

また、民有林と連携して、間伐等から生産される未利用の木質資源のバイオマスエネルギーとしての活用を推進する。

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	89.90	68.01

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業や各種研修を通じて専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を育成し、県のフォレスター等と連携して、市町村森林整備計画の策定や変更についての支援を行う。さらに、技術指導や研修に必要なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

⑥ その他

ア 下流域住民に対する情報提供、林業体験活動

小中学校、県、市町等と連携し、森林環境教育及び国有林野における施業や治山事業の見学会などを通じ、地域住民への「国民の森林」のPR、フィールドの提供や林業体験に伴う講師派遣等を行うとともに、地域の各種イベントでの木工教室などの実施により「木とのふれあい」についての情報発信を行う。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、主伐期に達した林分について、現地の状況に応じて小面積・モザイク的に配置された森林を造成するための伐採や複層林へ誘導するための伐採を計画するなど、主伐を積極的に計画し、再生林を主とする確実な更新を進める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するとともに、低コストかつ効率的な事業を進めるために、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、現地の状況に応じた適切な列状間伐の実施等に積極的に取り組む。

更新については、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」の導入や、コンテナ苗の採用に努めることで、低コスト化を図る。

当計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m3)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	154,020	318,080 (4,060ha)	18,000	490,100

注1)：() は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	356	59	415

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	1,180	335	1,515

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	7	15,200	—	—

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、コンクリートえん堤に使用する型枠に木製パネル式残存型枠や、針葉樹型枠用合板を利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を活用する等木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全

「北上高地緑の回廊」や「五葉山植物群落保護林」等の原生的な天然林や希少な野生動植物が生息・生育する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

また、里山等の森林においても、現地の状況に応じた適切な間伐や主伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等による多様で健全な森林の整備・保全を推進することで生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地元公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。特に、

路網の整備に伴い、ゴミ及び一般産業廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地元住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。特に、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理を行う。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害については、当計画区内では、大船渡市、陸前高田市、住田町で確認されており、被害の先端地域と位置付けられている。このため、被害地域の拡大を防止する観点から、日常の森林保全巡視及び岩手県、市町等との情報共有により被害木の早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により被害の抑制・防止を図る。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、岩手県内ではこれまで奥州市、一関市といった内陸部と、当計画区内である大船渡市、釜石市で被害が確認されている。特に、平成25年に大船渡市では、800本を超える大きな被害が民有林で確認されたことから、日常の森林保全巡視及び岩手県、市町等との情報共有により被害木の早期発見に努めるとともに、関係機関と駆除方法の情報交換を行うなど協力・連携し、被害の抑制・防止に努める。

なお、対策の実施にあたっては、地方公共団体及び地域住民との連携を密にし、地域一体となった効果的な対策を行うよう努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区には、コメツガとヒバを主とする天然林及び五葉山の固有種であるゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物群落を有する「五葉山植物群落保護林」を設定しており、生物多様性の確保の観点からも、適切に保護を図ることとする。具体的には、保護林モニタリング調査等の結果を踏まえ、ゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物の動向の把握に努めるとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供するとともに、入林者の影響等による植生荒廃の防止やその回復を図るため、地域の関係者等と調整を図りながら必要な措置を講ずる。

また、釜石市橋野地域に所在する国史跡「橋野高炉跡」周辺に位置する国有林は「橋野鉄鉱山郷土の森」として保護林に設定している。産業遺産群及び景観の保全を最優先としながら、市内外の方々が日本の近代化の歴史や、周囲の豊かな森林に触れ、学習できる場として、釜石市と連携を図りながら、活用を図る。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	—	—
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	—	—
植物群落保護林	1	1,950.79
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	1	489.67
総 数	2	2,440.46

② 緑の回廊

岩手県久慈市の平庭岳から大船渡市の毛無森山まで約2kmの幅で延長約150kmにわたって「北上高地緑の回廊」に設定しており、このうち当計画区には延長約16kmが含まれる。緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、針葉樹人工林を針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
北上高地	16	3,125
総 数	16	3,125

注) 数値は、当計画区に係るもののみである。

(4) その他必要な事項

① 野生動物との共生及び獣害対策

ツキノワグマやニホンカモシカ等との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生動物による被害対策については、各市町の鳥獣被害対策協議会等へ参画し、県、市町等と情報を共有しつつ日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。特にニホンジカによる食害等被害対策については、監視体制の強化を図り、分布情報及び被害状況の的確な把握に努める。具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業体や入林者にも働きかけることで、国有林関係者の総力を挙げて、チェックシートを活用したニホンジカの分布等状況調査等に取り組む。

また、食害被害が顕著な地区においては、植栽地における防護柵の設置や忌避剤の塗布により食害被害を防止する対策を講じる。

さらに、鳥獣被害対策協議会等において、関係機関と共に個体数管理のための対策を検討し、必要に応じて林道の除雪等を行うことで有害鳥獣駆除に協力する。

加えて、新技術等を組み合わせた新たな被害対策について、その効果の実証等のために国有林のフィールドを活用し、鳥獣被害対策のための技術開発・普及に向けて関係機関と連携しつつ取り組む。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っている。このため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、森林生態系ネットワークの形成に努める。

③ 希少な野生動植物の保護

希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮とその保護に努める。

特にイヌワシ・クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聴き、繁殖時期等に配慮し、慎重に実施する。

④ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の観点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ、カラマツ等の人工林の資源が充実しつつあることを踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

特に、これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材のほか、バイオマスエネルギー原料としての利用や土木分野における利用範囲が拡大していることを踏まえ、需要者等と協定を締結し需要先へ直送する「システム販売」により、地域の林業・木材産業の活性化に資する国有林材の安定供給を推進する。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新改築をする場合は、率先して木材の利用に努める。

また、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとと

もに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進を図る。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区内の「五葉山自然観察教育林」では、コメツガ、ハイマツ等の高山植物群落が随所に見られ、ニホンカモシカ等の野生動物が生息しており、自然探勝、自然観察に利用されている。

国有林野の活用にあたっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	—	—
自然観察教育林	1	1,281
風景林	2	9
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	—	—
風致探勝林	—	—
総 数	3	1,290

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、地方公共団体等との情報交換を密に行い、公用・公共用・公益事業のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供に努める。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当なし

6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、民有林野と一体的に施業を

実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」については、引き続きフィールド及び情報を提供する。その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

遊々の森

名 称（市町村）	面 積（ha）	位 置（林小班）
産土（うぶすな）の森 （大船渡市）	21.19	末崎山国有林 （59ろ1, ろ2, ろ3, ろ4, ろ5, ろ6, ろ7, ろ8, ろ9, つ2, つ3, つ5, ね, う2）
こだまの駅遊々の森 （大槌町）	64.37	西金沢山国有林 （158は, 190た, 191へ, 193ほ1, ほ2, へ3, へ4, へ5）飛内山国有林（203い, 204い, ろ, は, に, ほ, へ, と, ち, り）東金沢山国有林（228い5, ほ, と, 235ろ3, は1, ち, イ, 236は1, は2, に7, へ, 237は, に, 238に）

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、川下の需要者である林産企業等に対して、当該企業が原料とする木材の安定確保等を目的として、分収造林制度の活用を積極的に推進する。

さらに、木材関連以外の企業等に対しても、社会貢献活動の一環として森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」や学校分収造林を活用した、林業体験学習や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発を実施するとともに、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進する。

なお、国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」として、大船渡市立末崎中学校と「産土（うぶすな）の森」、みちのくエコステーションこだまの駅と「こだまの駅遊々の森」を設定していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供する。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

③ 地域住民や各関係機関と連携した取組

地方公共団体や森林組合等の各関係機関と連携し、地域住民が自主的に行う森林整備や保全活動の円滑な実施に努める。

当計画区内は松くい虫及びナラ枯れ被害の先端地域であることから、被害の抑制・防止を図るため、森林保全巡視及び地方公共団体等との情報共有により、被害木の早期発見に努め、確認された被害木は速やかに処理する。

また、地方公共団体等の各関係機関とは「気仙地方森林病虫害被害対策連絡会議」等を通じて、松くい虫被害やナラ枯れ被害に関する情報交換や地域住民への情報提供を呼びかけるなど、前記活動の円滑な実施に努める。

④ 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努める。

さらに、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を、高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、施業指標林等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

当計画区内には、イヌワシをはじめ希少猛禽類が多数生息しており、前計画期間から希少猛禽類の生息環境に関する研究用フィールドを大学に提供する等、引き続き関係各機関との連携に努める。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。特に地球温暖化防止対策としての森林整備事業を計画的に発注し、民間委託することを通じて地域産業の振興に努める。

(3) その他必要な事項

花粉発生源対策についての社会的ニーズに適切に対応するため、国有林における苗木の植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木を使用するよう努める。